



桜前線は、4月14日福島まで北上しました。北海道函館の開花予想は、5月5日、知床半島では5月20日とのこと。南大東島の今年の開花は2月3日でした。日本は、南北に長いことを改め実感します。

大阪造幣局では、4月13日から19日までの7日間「桜の通り抜け」ができます。122品種、367本の桜を愛でることができるそうです。4月13日現在で4分咲きだそうです。

さて、今回は4月1日に大阪に設立したグリーンフィールドEAの記事をご紹介します。

大阪府における土壤汚染調査の状況について

「大阪アメニティ・パーク(OAP)」と言えば、「あの三菱地所の……」と返ってくるほど有名な土壤汚染事例になりました。

2005年3月29日、OAPレジデンスタワーの販売に関連し、三菱地所株式会社並びに同社役員などが宅地建物取引業法第47条に係わる違反容疑で書類送検されました。このことが新聞等に大きく報道され、土壤汚染問題に対する関心が一層高まっています。そのためでしょうか、思いもかけないような土壤汚染調査(土壤汚染状況調査)の引き合いをお受けするようになりました。

ところが、土壤汚染状況調査のように土壤試料を採取し、分析することだけが土壤汚染の調査かと言えば、決してそうではありません。登記簿謄本類や空中写真などを照査し、土地の利用履歴を調査する、いわゆる地歴調査も重要な土壤汚染調査なのです。

関西は地歴調査に対するニーズが高い地域でした。それが、大阪府生活環境の保全等に関する条例が改正され、昨年1月から「大阪府の土壤汚染対策制度」として施行されてから、地歴調査に対する関心が一層高くなりました。

「大阪府の土壤汚染対策制度」では3,000㎡以上の敷地において土地の形質変更が行われる場合、その土地の利用履歴を調査し、行政に報告しなければなりません。その結果、土壤汚染の可能性があると判断された場合に、土壤汚染状況調査をすることになります。この制度では敷地面積が3,000㎡未満であれば、土地の利用履歴を調査する義務はありません。それにもかかわらず「大阪府の土壤汚染対策制度」に該当しないような3,000㎡未満の土地であっても土地取引に先立って土地の利用履歴調査を実施することが、半ば常識のようになっています。

土地の利用履歴調査(地歴調査)として、先ず思い浮かぶのはASTM E1527に準拠したフェイズ環境サイトアセスメントのような調査です。しかしフェイズ環境サイトアセスメントだけでは真の顧客ニーズにお応えすることは困難です。様々な調査レベルの商品をご提供することによって真の顧客ニーズにお応えすることができます。また調査の内容もさることながら、コンプライアンス(法令遵守)も重要な問題です。

真の顧客ニーズがどこにあるのか、コストパフォーマンスを高めるためにはどのような調査が相応しいのか、そのようなご要望に対してベストソリューションのご提案をするために関西での拠点として、株式会社グリーンフィールドEAを開業いたしました。

無意味なブラウンフィールドをなくすことを目標に、これから全力を尽くします。ご支援よろしく願い申し上げます。

株式会社グリーンフィールドEA 代表取締役 山田 健吉
大阪市西区北堀 1-1-10 アークビルディング 5階
TEL:06-6537-4362 FAX:06-6537-4363

Environmental column

望まれる対策要件

私事ですが、この春に大腸ポリープを摘出しました。大腸ポリープは大腸ガンの可能性があるということとは誰でも知っていることです。しかし、現在では全ての大腸ポリープがガンの原因とは考えられていません。私も大腸ポリープが健康に良くないと考えて摘出したわけではありません。10 数年前の診断はポリープがあるけれど大した影響はないから経過を見守りましょう、というものでした。5 年前も積極的に抽出しなくてはならない状況ではないので、定期的に検診を受けてください、というものでした。今回は検診の結果 5mm 以上のポリープが見つかったので、5mm 以上のポリープを摘出しました。つまり、一つの目安（ここでは 5mm 以上）を超えたから摘出という措置を実行したわけです。

一寸無理があるかもしれませんが、土壤汚染を大腸ポリープと置き換えて考えてみました。日本では指定基準を超えた場合が土壤汚染に該当します。それが大腸ポリープの存在にあたると思います。土壤汚染対策法では指定基準を超えたからといって、全てを浄化することを義務付けてはいませんが、台帳に登録され閲覧に供されます。つまり、大腸ポリープがある人が“台帳”に登録される訳です。台帳から削除する為には土壤汚染を浄化しなくてはなりません。つまり、健康であると言うためには大腸ポリープを抽出しなくてはならないのです。

しかし、そんなことはないのです。大腸ポリープがあっても健康は維持できるのです。そのためには大腸ポリープを検査して、状況によっては定期的に検診し、必要に応じた措置を採れば健康は維持できるのです。私が診察を受けた病院では、摘出を行なう目安の一つにポリープの大きさを 5mm としていました。ポリープの摘出を行なう判断の基準が設定されています。勿論、その基準はポリープの大きさだけではありません。ポリープの一部を取り出して検査をし、悪性か良性かを調べる事もあります。兎も角、その基準に達していない場合には無理に摘出する事で人の身体に負担を掛けるよりは、定期検診でその状況を把握しておき、必要に応じて摘出などの処置を行なうのです。つまり、大腸ポリープがあるからといって無闇に摘出するのではなく、ある基準を超えた場合に処置を行ないます。

土壤汚染への取り組みも、ある基準を超えた場合には、浄化などの措置の実施を義務付けるようにしてはどうでしょうか。現状の浄化事例を見ると軽微な土壤汚染でも、完全浄化を目指す掘削除去の対策が採られています。跡地の利用を考えた場合には必要ないような対策も実行されています。そうではなく、土壤汚染を正確に調査して、適正に状況を把握して、周辺への影響（リスク）を冷静に評価し、大きなリスクが考えられる（対策要件を超える）場合は浄化を義務としますが、それ程でもない場合は定期的な調査によって汚染状況を把握（モニタリング）して、管理する仕組みがあると思います。1997 年に当時環境庁でも対策要件検討委員会が開催された事があります。当時に比べて実情がより明らかになってきた現在、再度の検討が行なわれることを期待します。

アースアプレイザル 取締役 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

土壤汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域、現在の状況

2005 年 4 月 15 日現在、土壤汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 31 ヲ所になっています。また、過去に指定され解除及び一部解除されている地域は、4 ヲ所、解除が 27 箇所になっております。

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

環境所 HP は、随時更新されます。

今回のEAnetworkいかがでしたでしょうか。このニューズレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽にFax または news@earth-app.co.jp までご連絡ください。

このEAnetworkは、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上FAXにてご返送、または news@earth-app.co.jp までご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:
次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル(北海道) アースアプレイザルN・E(神奈川) 中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・
りんかい日産建設・協和地下開発(関東) アイエーシー(神奈川) 細野建設(長野) トーエネック・フルエンゲル
東邦地水(中部) 建設基礎調査設計事務所(静岡) 阪神測建(関西) 三協エンジニア(奈良) エイトコンサルタンツ(岡山)
復建調査設計(広島) 藤井基礎設計事務所(島根) 日本地研・アースアプレイザル九州(福岡)
リサイクルワン、グリーンフィールドEA(大阪)